

埼玉県NPOオフィスプラザの検証について

1 当初の設置目的（平成16年8月29日（日）開所）

- （1）県有施設を有効活用し、NPO活動の拠点となるオフィスを整備、提供することにより、NPO活動を促進する。
- （2）NPOのインキュベート（ふ卵器）施設として、自立を促す。
- （3）多様なNPOがオフィスプラザを拠点として活動することにより、NPO相互の連携を促進する。

2 達成した成果

（1）活動の促進効果

- ・ 任意団体として入居した3団体がNPO法人化した
- ・ 相互学習により事業執行能力及び事務処理能力が向上した

（2）団体の自立効果

- ・ 入居当時は設立間もない団体もあったが、平成18年度には財政規模が平均約790万円に成長

（最高：2,000万円、最小120万円、自己申告による）

埼玉県NPO実態調査平成17年8月によると、10万～100万円の法人が31.7%で最多、500万～1000万円は8.1%、1000万円を超える法人は14.4%に過ぎない。）

- ・ （特非）埼玉就業支援システムの事例

NPO法人として全国初の厚生労働大臣認可職業紹介事業を開始

（3）相互の連携効果

- ・ NPOオフィスプラザ交流フェスティバルの開催
- ・ （財）いきいき埼玉と協働により「NPOふれあい交流会」を開催
- ・ （特非）埼玉NPOネットの設立

入居団体が中心となって中間支援型NPOを設立した

（平成18年11月設立）

- ・ （特非）フリーマーケット主催者団体協議会

都内に従たる事務所を開設、施設内に止まらない広域活動を展開

3 NPO及びオフィスプラザに係る周辺状況の変化

		設置時(3年前)	現 状
埼玉 県 内 の 状 況	認 法 証 人 済 数 の	459法人 (平成15年度末データ)	1089法人 (平成18年度末データ) なお、平成23年度末法人数 2000団体を目指している
	法 ま 人 で 格 の 取 経 得 緯 (下記注)	主に、任意団体としての活 動前歴がある団体がNPO法 人格を取得する割合が多い	法人化前の歴史が無く、結成 と同時に法人化する割合が増加
	市 町 抛 村 点 の 施 設	2市(入間市、蓮田市)	9市(19年3月現在) (さいたま市、川口市、鴻巣市、 越谷市、戸田市、入間市、蓮田 市、鶴ヶ島市、ふじみ野市)
プ ラ ザ の 状 況	施 設 利 の 用 状 況	オフィス・ブースの利用 利用率 57.6% 滞在時間平均 5.1時間/ 日	オフィス・ブースの利用 利用率 70.4% 滞在時間平均 6.0時間/日
		会議室・交流スペースの利用 平均利用者 229人/月	会議室・交流スペースの利用 平均利用者 574人/月
建 物 の 状 況		大宮土木事務所として使用 されていた直後で、開設のた めの初期投資を除く修繕費は 約1500万円	老朽化により、屋上防水改修 を含む大規模修繕が今後必要と なる

(注): 埼玉県「NPO実態調査」(平成18年1月)による

4 オフィスプラザ入居のメリット

建物・設備	管理人常駐（昼間）、清掃、冷暖房、警備、植栽管理等が完備。事務所機能を有した本拠地であり、会議室、印刷機器等も充実。
立地	人口が密集し、行政機関など社会資本が集中している県央に位置し、NPO活動の現場に程近い。
入居費用	使用料は免除、光熱水費等負担月747円/m ² （平成18年度実績）と格安。
活動	目的や活動分野が異なるNPO同士が場を一にすることで、互いに刺激し合い、時に連携しながら資質が向上。
信頼性	県の行政施設に入居していることで、事実上、対外的な信用が得られ活動の幅が広がる。

5 前回懇話会の主な御意見

- (1) 県の施設なので (入居団体の活動は) 全県に波及させる必要がある。
- (2) (貸しオフィスではなく運営協議会の形で) 一つの運動体となっている。
- (3) 日本一の N P O ということでサポートするならハード施設は必要。
- (4) 事務所機能を備えた施設が県内 5 か所程度あると良い。
- (5) オフィスプラザの存続は、政策的視点から県の問題だ。
- (6) 最終的には市町村に任せるのがよい。
- (7) 箱も大事だがインキュベーション・マネージャーのようなソフトも重要。
- (8) 入居団体数の割には多額の経費がかかっている。
- (9) (「場所」の意味として、事務所ではなく) 活動場所がほしいということもあるのではないか。
- (10) 1 , 0 0 0 の N P O 法人数を視野に入れて見直す必要がある。

6 今後の活動拠点の展開に向けて

県は N P O 活動拠点を如何に展開すべきかが問われている。

そのためには、

- ・ N P O 法人が求める「場の提供」の形態とは何か
- ・ 3 年前との状況の変化を踏まえ、かつ将来を見据えた上で、県が行うべき「場の提供」に係る施策は何か

について、御議論いただきたい。